

【地域からの事前質問に対する回答①】

担当： 教育委員会

【質問事項（題目）】

白方小学校の建設状況等について

【質問要旨（内容）】

- ① 建設進捗状況
 - ② 引越し時期と作業要領
 - ③ 通学路の確定と整備状況（歩道橋、信号、歩道拡張等）
 - ④ 登下校時の安全対策
 - ⑤ 防犯対策
 - ⑥ 防塵対策
- についてお伺いしたい。

【回 答】

- ① 既に、防堤工事や上下水道工事などの関連工事が完成し、現在は校舎・体育館・プールの建設工事とグラウンドの整備工事が進められています。工事は当初の計画通り順調に進められており、10月末に完成・引渡しの予定です。
- ② 夏休みを利用して移転引越しに向けた準備を行います。11月1日以降、荷造りや物品等の整理を少しずつ進めながら、本格的な移転引越し作業は業者委託により12月の冬休み期間中に行う予定です。
- ③ 通学路は現在、PTAと協議しながら学校が中心となって検討されています。新たな通学路の整備としては、石神外宿原電線を横断するため新たに押しボタン式信号を設置する他、学校の正門から石神外宿原電線に至るルート^①の整備と歩道の整備を開校までに進めてまいります。
- ④ 引き続き車両による「通学路巡回パトロール」や「校内巡回パトロール」の実施、関係者への「不審者情報」の周知を行うとともに、立哨活動などに

白方小学校区

ご協力をいただきながら保護者や地域全体で児童を見る「見守り運動」を一層進めてまいります。

- ⑤ 校内では教職員がPHSを携帯するとともに、児童の出入り口を一ヶ所に集中させて、職員室等からの見守りと監視カメラによるモニター監視を行います。敷地外周には樹木やフェンス、管理門扉、街灯などを設置して不審者侵入対策などを講じます。
- ⑥ 敷地外周には、フェンスと低・高木を組み合わせた防風林を設けるとともに、防風壁や校舎・屋内運動場などの建物配置によって強風を遮断します。グラウンドには、飛散防止に有効な防じんタイプの舗装を施します。

【地域からの事前質問に対する回答②】

担当： 企画政策部

【質問事項（題目）】

白方小学校跡地及び原子力機構百塚原社宅跡地の利用計画について

【質問要旨（内容）】

- 1) 白方小学校跡地について
 - ・ 地域住民の意向を反映した利用計画（計画検討委員会等メンバーに地域住民の参加を）
 - ・ 庁内の公共施設用地利用計画検討委員会等での検討状況
 - ・ 跡地に生涯学習センターや緑地公園等の計画を望む声もある

- 2) 原子力機構百塚原社宅跡地について
 - ・ 白方地区の中央地で「まちづくり」を考えた総合健康施設や緑地公園等の最適地と思うが、村の考えは
 - ・ 跡地の取得計画と対応状況
 - ・ 庁内の公共施設用地利用計画検討委員会等での検討状況についてお伺いしたい。

【回 答】

1) 白方小学校跡地について

白方小学校跡地の利用計画につきましては、現在、校舎解体や既存建物の取扱いなど、跡地利用に際しての懸案事項の整理を行っており、今後、全庁的に協議を進めて参ります。

また、「地域住民の意向」ということにつきましては、文化教育施設や憩いの場、公園としての活用を希望する声があることを承知しておりますが、一方で、東部排水路支線地域にあります白方地域内におきまして、近年のゲリラ豪雨といわれる集中豪雨により、住宅等の浸水被害が発生していることから、白方小学校移転後の跡地に貯留施設を建設することも検討しているところ です。

今後、秋頃までには、庁内での議論を整理した上で、地域の皆様と協議しながら計画（案）づくりを進めて参りたいと考えておりますので、よろしくお願 しいたします。

2) 原子力機構百塚原社宅跡地について

原子力機構百塚原社宅跡地は、以前は一戸建て住居がありましたが、建物の老朽化などから撤去がなされ、これまでのところ更地（未利用地）として管理されているところであります。現在のところ、当該地を村で取得し、開発する計画は持っていないところであります。しかしながら、一般論で恐縮ではありますが、村として行政を推進していく中で、土地の開発が村の振興・村民の幸せの向上に役立つと判断される場合には、必要な手続きを経て民有地であっても公費を投入し買収することは行政推進の手段の一つであると考えます。

したがって、土地の買収・開発につきましては、現在及び将来の財政状況も勘案し、公費の投入に見合う村の振興・村民の幸せの向上につながるかどうかを判断基準として、これからもやっていきたいと考えています。

【地域からの事前質問に対する回答③】

担当： 総務部・議会事務局

【質問事項（題目）】

東海村自治基本条例の策定状況について

【質問要旨（内容）】

- ① 自治基本条例策定委員会での基本条例素案が纏まり、行政内部での検討状況
- ② 第4章 地域自治（自治会活動の推進）の中で、自治会の加入は責務とすべし、との意見が多いが、その対応は。（自治会未加入世帯の加入促進のためにも）
- ③ 東海村議会の自治基本条例調査特別委員会での検討状況
- ④ 自治基本条例はいつ制定されるのか
についてお伺いしたい。

【回 答】

- ① 平成21年1月13日に自治基本条例策定委員会から、村長に対し中間報告として条例の素案の提出がございました。村は、それを受けて、議会自治基本条例調査特別委員会に素案をお渡しするとともに、副村長を委員長とする自治基本条例庁内検討委員会を設置し、その中間報告の内容等を尊重しながら、語句の統一、用語の定義、各条文間の文言等との整合性、個別条例との関連性等を中心に検討作業を進めております。また、今年の3月中旬には、議会自治基本条例調査特別委員会から議会の役割等の項目についての御提示がありましたので、併せてその整合性も図っているところでございます。
- ② 御指摘のとおり、自治会への加入は責務にするべきとの意見も多く頂いております。しかし、一部には加入したいと申し入れをしたのに入れてくれなかった、アパートや借家等の世帯の方々の加入方法等が、具体的に定まっていない等自治会としての受け入れ体制にも課題があると思われれます。現在、村自治会連合会内において「自治会加入促進検討委員会」を設置し、具体的な協議を進めているところでございます。村としましては、条例において責務として定めるのではなく、自治会へ積極的に加入して頂けるような環境整備や体制づくりを自治会とともに考えていきたいと思っております。

白方小学校区

- ③ 東海村自治基本条例に「村議会の役割」について制定されることから、この部分については、議会側で作成してほしいと執行部から申し入れがありました。

これをうけ平成20年3月議会の最終日に、各会派代表による10名の議員で構成する「自治基本条例調査特別委員会」を立ち上げました。

委員会の中で、議会は議決機関であり、その結果を住民に対して説明責任があることから、議会側に任された「村議会の役割」の部分だけではなく、自治基本条例全体を検討していくことを委員全員一致で決定しました。

現在までの検討状況は、執行部から策定委員会の進捗状況の説明を受けたり、本村の自治基本条例のベースとなった長野県飯田市やその他の先進事例などを調査したり、合計で21回の委員会を開催しています。

依頼された「村議会の役割」については、委員会案を3月に執行部へ提出し、現在前文と第三章までの協議が終了しております。

委員は各会派から選出されており、各会派の考えがあり、なかなか協議がすすみづらい部分があります。一条ごとに委員全員の了解の下協議を進めており、議案として上程されたときに全会一致で可決できるよう慎重審議しているところであります。

- ④ 今後、庁内検討委員会及び村としての考え方を纏め、議会自治基本条例調査特別委員会、自治基本条例策定委員会との調整を図りながら、できるだけ早い段階で、議会に条例案を上程できますよう努めてまいります。

*③については、議会事務局からの回答となります。